

# 互助会NEWS【4月号】

令和5年4月17日  
一般財団法人青森県教職員互助会

今月の互助会の医療費補助金等の給付金送金日は、**令和5年4月20日（木）**です。

給付金送金明細書は、県立学校・教育庁にお勤めの会員の方は、統合庶務システムでご覧いただけます。《給付金送金明細書の公開日は、4月18日（火）です。》

また、小・中・大学等にお勤めの会員の方や、県立学校・教育庁にお勤めの会員の方のうち臨時講師等<sup>\*1</sup>の方には、ハガキの給付金送金明細書を送付しています。

なお、給付金送金明細書は、次回（令和5年5月22日（月）送金分）から、県立学校・教育庁にお勤めの会員の方についても**ハガキの給付金送金明細書に変更**となります。

## ◎教職員互助会に加入しましょう

4月から新採用になったみなさん、また、他の共済組合から転入されたみなさんや公立学校共済組合の他支部から転入されたみなさん、さらには、臨時講師等<sup>\*1</sup>から引き続いて採用になった方のうち、教職員互助会に加入していないみなさん、この機会に教職員互助会に加入してみませんか？

教職員互助会は、公立学校共済組合青森支部に加入する教職員等のみなさんに給付事業・厚生事業・貸付事業等の福利厚生事業を実施している団体です。

加入は任意となっており、掛金は給料月額に7/1,000を乗じた額となっています。

事業内容等の詳細は、互助会のホームページでご確認いただけますので、まだ加入していないみなさんは、ぜひ、この機会に教職員互助会に加入しましょう。

事例別の加入手続きの方法等は、下記とおりです。

事 例	加入手続きの方法等
<b>◎新たに公立学校共済組合の資格を取得する場合</b>  ・新採用の場合 ・他の共済組合（国・市町村・警察など）から転入した場合	公立学校共済組合青森支部に「組合員資格取得届書」を提出する際、届出書内にある「互助会加入申込書」欄に記名し、公立学校共済組合青森支部へ提出してください。
<b>◎すでに公立学校共済組合の資格を取得している場合</b>  ・公立学校共済組合の他支部から転入した場合 ・臨時講師等 <sup>*1</sup> （すでに公立学校共済組合青森支部の資格を取得）から引き続き新採用となった場合 ・すでに公立学校共済組合青森支部の資格を取得しているが、教職員互助会に加入していない場合	公立学校共済組合の資格を取得済ですので、「組合員資格取得届書」内にある「互助会加入申込書」欄に記名し、互助会へ提出してください。 なお、提出の際は、各所属所に備え付けの「福利厚生ハンドブック」の「既組合員が互助会に加入する場合」の記入例（ <b>記</b> <b>2</b> 17ページ）を参考にしてください。

↓↓ 裏面に続く ↓↓

所属内でご覧ください

## ◎臨時講師等<sup>\*1</sup>に係る4月分の互助会掛金について

臨時講師等<sup>\*1</sup>のうち、下記に該当する会員の方に係る4月分の互助会掛金は、加入状況を確認後に給与支払先へ掛金控除依頼をするため、**5月給与支給時に控除させていただきますので、ご了承ください。**

事 例	互助会の処理	注意事項
1. 令和5年4月に公立学校共済組合青森支部の資格を取得した臨時講師等 <sup>*1</sup> が、互助会に加入した場合  ※組合員資格取得届書の互助会加入申込欄に記名した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入状況の確認</li> <li>給与支払先へ掛金控除依頼</li> </ul>	
2. すでに互助会に加入している臨時講師等 <sup>*1</sup> が小・中学校から県立学校へ所属異動した場合 又は 県立学校から小・中学校へ所属異動した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入状況の確認</li> <li>給与支払先の変更に伴い、新たな給与支払先に掛金控除を依頼</li> </ul>	小・中学校から県立学校への所属異動は、職員番号が変更になる場合あり。
3. 定年・勸奨・普通退職後、臨時講師等 <sup>*1</sup> になった場合 ※公立学校共済組合青森支部の組合員証を引き続き使用する場合		退職時に「加入確認書」の提出が必要。
4. 再任用終了後、臨時講師等 <sup>*1</sup> になった場合  ※公立学校共済組合青森支部の組合員証を引き続き使用する場合		再任用時に加入している会員は、引き続き加入の取扱いとなる。 引き続き加入を希望しない場合は「退会届」の提出が必要。

上記の外、臨時講師等<sup>\*1</sup>の方で、すでに互助会に加入しており、掛金が控除されていたにも関わらず、4、5月給与から掛金が控除されていない場合があります。互助会までご連絡ください。

## ◎臨時講師等<sup>\*1</sup>に係る所属や任用期間の変更について

組合員の資格取得・喪失等に係る事務処理については、令和5年3月2日付け青教職共第548号で公立学校共済組合青森支部から通知していますが、臨時講師等<sup>\*1</sup>で、所属所や任用期間に変更があった場合は、「②組合員異動報告書」の提出が必要ですので、お忘れなようお願いします。

臨時講師等<sup>\*1</sup> → 臨時講師、臨時養護助教諭、臨時実習講師、臨時寄宿舎指導員、臨時学校栄養職員、臨時事務職員、非常勤職員（短時間勤務）

互助会では、会員のみなさんからのご意見、ご要望を募集しています。  
こんな給付をして欲しい！このようなやり方の方がいいのでは？など、何かありましたら、ホームページの「お問い合わせ」からのメールや、電話・FAX等でお寄せください。

〒030-8540 青森市長島一丁目1-1 一般財団法人青森県教職員互助会  
TEL 017-734-9914 FAX 017-734-8276



HPアドレス <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shokuin/gojokai.html>

所属内でご閲覧ください